

平成 2 5 年

第 3 回 定 例 市 議 会

# 条 例 議 案 等 参 考

阿 久 根 市



議 案 番 号	件 名	ペ ー ジ
5 4	阿久根市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について	1
5 5	阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について	4
5 6	阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	1 1
5 7	阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	1 2



議案第54号参考 阿久根市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市肉用牛特別導入事業基金条例（昭和56年阿久根市条例第19号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（設置）</p> <p>第1条 <u>                    </u>肉用雌牛の飼養を促進し、本市の畜産振興<u>                    </u>に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、阿久根市肉用牛特別導入事業基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（基金の額）</p> <p>第2条 基金の額は、<u>2,026万円</u>とする。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>第3条及び第4条 （略）</p> <p>第5条から第14条まで 【削除】</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 <u>高齢者等による</u>肉用雌牛の飼養を促進し、本市の畜産振興<u>と高齢者等の福祉の向上</u>に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条第1項及び第8項の規定に基づき、阿久根市肉用牛特別導入事業基金（以下「基金」という。）を設置する。</p> <p>（基金の額）</p> <p>第2条 基金の額は、<u>20,086千円</u>とする。</p> <p>2及び3 （略）</p> <p>第3条及び第4条 （略）</p> <p><u>（貸付けの対象）</u></p> <p>第5条 <u>基金による肉用雌牛の貸付けを受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者で、市長が適当と認めるものとする。</u></p> <p><u>(1) 農業に従事している満60歳以上の者</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる者以外の者で、農作業において基幹的役割を果すべき男子が出かせぎ等により、おおむね30日以上にわたって不在である農家の世帯に属し、成年に達している者</u></p> <p><u>（貸付け）</u></p> <p>第6条 <u>市長は、対象者に対して次に掲げる肉用雌牛を、市長が定める期間（以下「飼養期間」という。）無償で貸付けるものとする。</u></p> <p><u>(1) 基金に属する資金をもって購入した繁殖の用に供する肉用育成雌牛（生後4月以上18月未満の肉用雌牛とする。以下同じ。）</u></p> <p><u>(2) 第9条の規定により納付された肉用育成雌牛</u></p> <p><u>(3) 第10条の規定により返納された肉用雌牛</u></p> <p><u>2 前項の貸付けは、1対象者につき2頭以内とする。</u></p> <p><u>（契約）</u></p> <p>第7条 <u>前条の貸付けに当たっては、市長は、肉用雌牛の貸付けを受ける者（以下「借受者」という。）と必要な事項について契約を締結しなければならない。</u></p> <p><u>（経費の負担等）</u></p>

第8条 借受者が貸付けを受けた肉用雌牛（以下「導入牛」という。）の飼養管理に要する経費は、借受者の負担とし、その果実は借受者に帰属するものとする。

（譲渡）

第9条 市長は、借受者が次の各号のいずれかに該当したときは、導入牛を借受者に譲渡するものとする。

(1) 飼養期間が満了したとき。

(2) 導入牛から飼養期間中に生産された肉用育成雌牛であって、貸付けた時における導入牛と同等以上の資質を有するものを借受者が市に納付したとき。

2 借受者が前項の規定により導入牛の譲渡を受けようとする場合は、次の各号により市に対価を納付し、又は肉用育成雌牛を納付しなければならない。

(1) 前項第1号に該当するときは、市が購入した当時の当該導入牛の購入価格に相当する価額（以下「譲渡対価」という。）を市に納付すること。

(2) 前項第2号に該当するときは、市長の指示に従って、当該肉用育成雌牛を市に納付すること。

（契約の解除）

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、第7条の規定に基づき締結した契約を解除する。この場合において、借受者は、市長の指示に従って導入牛又は譲渡対価を返納しなければならない。

(1) 借受者が契約に従わない場合であって、市長が借受者に導入牛の飼養管理を継続させることが不適當であると認めるとき。

(2) 借受者が疾病にかかった場合等であって、市長が借受者に導入牛の飼養管理を継続させることが困難であると認めるとき。

(3) 第5条第2号による借受者が、導入牛の引渡しを受けてから、おおむね4年を経過する以前の飼養期間中において、その要件に該当しなくなったとき。

（納付義務の免除）

第11条 飼養期間中の導入牛につき盗難、失そう、疾病、死亡その他重大な事故（以下「死亡等の事故」という。）があった場合において、当該事故が借受者の責めによらないと認められるときは、市長は、借受者に対し、第9条第2項第1号の規定による価額の納付義務の一部又は全部を免除することができる。

<p>(委任) 第5条 この条例で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p><u>(損害賠償)</u> 第12条 <u>飼養期間中の導入牛につき、死亡等の事故があった場合において、当該事故が借受者の責めに帰すべき事由によると認められるときは、借受者はその損害を賠償しなければならない。</u></p> <p><u>(廃用処分等)</u> 第13条 <u>借受者の導入牛をその飼養期間中に、市長が、疾病その他重大な事故（以下「病気等の事故」という。）により繁殖の能力を欠いていると認め廃用処分した場合において、その廃用処分額が当該導入牛を市が購入した時の価額に相当する額を上回るときは、その導入牛の廃用処分の原因となった病気等の事故が借受者の故意又は重大な過失による場合を除き、その上回る額を、市長は借受者に交付することができる。</u></p> <p><u>(管理及び指導)</u> 第14条 <u>市長は、飼養管理の不良による事故の発生を未然に防止するため、常に借受者の状況をは握し、正常な管理が行われるよう適宜指導するものとする。</u></p> <p>(委任) 第15条 この条例で定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。</p>
---------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------





条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第10項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 (略)

において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第145条第1項において準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来場合には、当該市民税に係る第52条の規定による延滞金については、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条\_\_\_\_\_の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第9項までの規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同法第40条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(租税特別措置法第40条第6項から第9項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 (略)

第7条の3の2 平成22年度から平成39年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成29年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 （略）

2 （略）

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5 の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみな

第7条の3の2 平成22年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成25年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項

に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

（寄附金税額控除における特例控除額の特例）

第7条の4 第34条の6の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第19条第1項又は附則第20条の2第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の6第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項

に定めるところにより計算した金額とする。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例）

第17条の2 （略）

2 （略）

3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の5までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみな

す。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例)

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。))第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等(同条第1項に規定する土地等をいう。次項において同じ。)の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。)をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

附則第17条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第31条第1項	租税特別措置法第31条第1項
附則第17条の2第3項	第35条の2まで、第36条の2、第36条の5	第34条の3まで、第35条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)、第35条の2、第36条の2若しくは第36条の5

す。

(東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例)

第22条の2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この項及び次条において「震災特例法」という。))第11条の6第1項に規定する滅失をいう。以下この項において同じ。)をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地又は当該土地の上に存する権利の譲渡(震災特例法第11条の4第6項に規定する譲渡をいう。)をした場合には、附則第17条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第31条第1項」とあるのは「租税特別措置法第31条第1項」と、附則第17条の2第3項中「第37条の9の5まで」とあるのは「第37条の9の5まで(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、附則第17条の3第1項中「租税特別措置法第31条の3第1項」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項」と、附則第18条第1項中「第36条」とあるのは「第36条(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)」と、「同法第32条第1項」とあるのは「租税特別措置法第32条第1項」として、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

		(これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
附則第17条の3第1項	租税特別措置法第31条の3第1項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される租税特別措置法第31条の3第1項
附則第18条第1項	第35条第1項	第35条第1項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。)
	同法第32条第1項	租税特別措置法第32条第1項

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者(以下この項において「被相続人」という。)の相続人(震災特例法第11条の6第2項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。)が、当該滅失をした旧家屋(同条第2項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。)の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合(当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。)における当該土地等(当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。)の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第2

7条の2第4項で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3又は附則第18条の規定を適用する。

3 前2項の規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に、前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

第23条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第1項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び附則第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「震災特例法第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「租税特別措置法第41条又は第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第41条又は同項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」と、「法附則第5条の4の2第5項

\_\_\_\_\_」とあるのは「法附則第45条第3項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」と、同条第2項第2号中「租税特別措置法第41条の2の2」とあるのは「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により適用される租税特別措置法第41条の2の2」とする。

<p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第6項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「<u>法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第5項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第6項（法附則第45条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</u>」とする。</p>	<p>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「<u>法附則第45条第4項</u>の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「<u>法附則第5条の4の2第5項</u>」とあるのは「<u>法附則第45条第4項</u>の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

議案第56号参考 阿久根市国民健康保険税条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市国民健康保険税条例（昭和45年阿久根市条例第35号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第4項及び第5項の規定の適用を受ける場合における附則第4項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第4項中「<u>第35条第1項</u>」とあるのは「<u>第35条第1項</u>（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第44条の2第3項 _____ の規定の適用を受ける場合における附則第4項（附則第5項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、附則第4項中「<u>第36条</u> _____」とあるのは「<u>第36条</u> _____（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）第11条の6第1項の規定により適用される場合を含む。）」と、「同法」とあるのは「租税特別措置法」とする。</p>

議案第57号参考 阿久根市都市公園条例の一部を改正する条例関係新旧対照表

○ 阿久根市都市公園条例（昭和32阿久根市条例第1号）

（下線の部分は改正部分）

改 正 後		現 行	
別表第1		別表第1	
公園名	有料公園施設の種別及び名称	公園名	有料公園施設の種別及び名称
(略)		(略)	
番所丘公園	ゴーカート場、電気自動車場、人工スキー場、ちびっこゲレンデ、ローラースケート場、 <u>パターゴルフ場、グラウンドゴルフ場</u>	番所丘公園	ゴーカート場、電気自動車場、人工スキー場、ちびっこゲレンデ、ローラースケート場、 <u>パターゴルフ場</u>
	休館日又は休場日		休館日又は休場日
	(略)		(略)
	使用時間		使用時間
	(略)		(略)
別表第2		別表第2	
(4) 有料公園施設を使用する場合		(4) 有料公園施設を使用する場合	
ク 番所丘公園施設使用料		ク 番所丘公園施設使用料	
施設	使用区分	施設	使用区分
(略)		(略)	
パターゴルフ	小・中・高校生	パターゴルフ	小・中・高校生
	大人		大人
	<u>150</u>		<u>300</u>
グラウンドゴルフ	小・中・高校生	グラウンドゴルフ	小・中・高校生
	個人		個人
	団体(15人以上)		団体(15人以上)
	<u>50</u>		<u>500</u>
	<u>100</u>		<u>500</u>
	<u>80</u>		<u>500</u>